

国税不服審査制度は どう変わる

～行政不服審査法改正に伴う国税通則法改正の方向性～

国税不服審査制度改革の意義／三木義一

異議申立ての廃止と再調査請求の創設／富田光彦

審査請求期間の延長，標準審理期間の設定／末崎 衛

審理手続の充実，証拠書類等の閲覧・謄写／長谷川 博

課税処分理由の理由附記の義務付け／神津信一

国税不服審判所の独立性／宮川雅夫

義務付け裁決，処分庁に対する申出制度／青木 丈

行政不服審査法の全文改正に伴い，国税通則法が大幅に改正される予定です。現在，継続審議となっていますが，この改正により，異議申立ての廃止・再調査請求の創設をはじめ，国税不服審査制度が抜本的に見直されます。特集1では，法律案や日本税理士会連合会・日本弁護士連合会がそれぞれ取りまとめた「意見書」を基に，現行制度が抱える問題，改正の概要・方向性，残された課題などを検討します。

審理手続の充実，証拠書類等の 閲覧・謄写



1. 行政不服審査法改正に伴う関係法令の整備法に関する行政不服審査制度検討会の「報告書」の趣旨を概観する。
2. 「審理の対審的構造と審理員の任用」制度について，行政不服審査法改正法案と国税通則法整備法案を比較検討し，その問題点を指摘する。
3. 「口頭意見陳述」制度について，行政不服審査法改正法案と国税通則法整備法案を比較検討し，その問題点を指摘する。
4. 「争点及び証拠の整理（審理の計画的遂行）」について，行政不服審査法改正法案と国税通則法整備法案を比較検討し，その問題点を指摘する。
5. 「証拠書類等の閲覧・謄写」制度について，行政不服審査法改正法案と国税通則法整備法案を比較検討し，その問題点を指摘する。

長谷川 博
税理士

はじめに

平成19年7月に，総務省に設置された「行政不服審査制度検討会」から「最終報告—行政不服審査法及び行政手続法改正要綱案の骨子—」（以下「報告書」という。）が公表され（注1），本年の通常国会（第169回国会）において，この報告書にもとづき行政不服審査法（以下「行審法」という。）の改正案が審議されようとしており，これに伴い，整備法として国税に関する不服申立てに係る国税通則法（以下「通則法」という。）の見直しが行われる予定となっている。

しかし，行審法の全面改正案及び整備法としての通則法の改正案（注2）が，本年4月の閣議決定後，国会に上程されたが，6月の会期末により継続審議になった。

行審法は，行政庁の処分等に対する不服申立手続（行政の事後救済手続）の一般法として，昭和37年10月施行以来40年以上が

経過し，その間，平成6年10月には行政の事前手続を定めた行政手続法（行政の事前救済手続）が施行され，平成16年には，行審法と同時に施行された行政事件訴訟法（司法救済手続）が改正された。このため，行審法と密接に関連する行政手続法や改正行政事件訴訟法との整合性を図る必要性が求められていた。

また，行政作用のあり方も変容してきており，国民の権利利益に関する意識が変容するとともに，利害関係も多様化・複雑化し，現行の不服申立制度が「簡易迅速」な「権利利益の救済」という目的にそぐわなくなってきた。

行審法改正の趣旨は，報告書の行審法の目的規定見直しに表れており，現行の「簡易迅速な手続による国民の権利利益の救済を図るとともに，行政の適正な運営を確保すること」から「簡易迅速で公正な手続を定めることによって，国民の権利利益の救済を図り，あわせて行政の適正な運営を確

保すること」に提案され、従前以上に国民の権利利益により重点を置いた目的規定とするとされている（報告書3頁）。

行審法改正法案第1条（目的等）では、「簡易迅速かつ公正な手続の下で」、「国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保する」（傍線、引用者）となっており、現行法に「公正な手続」が追加されたものとなっている。

一方、現行通則法は、第80条第1項において、「国税に関する法律に基づく処分に対する不服申立てについては、この節その他国税に関する法律に別段の定めがあるものを除き、行政不服審査法（第2章第1節から第3節まで（不服申立てに係る手続）を除く。）の定めるところによる。」と規定しており、国税に関する不服申立手続については、行審法の特例的位置にある。

しかし、行審法改正に伴う関係法令の整備法に関して、報告書は、「現行行審法が定める手続に対して個別法で認めていた特例については、一般法である改正行審法で定める手続の水準が上がることにより、一般法の見直しの趣旨を踏まえ、改正行審法の規定を適用することとするか、あるいは個別法において改正行審法と同等又はそれ以上の水準の内容とする旨の改正作業が必要になる。」（報告書53頁、傍線、引用者）と述べていることは注目すべきである。

行審法改正法案の骨子は、①不服申立手続の一元化等、②審理の客観性・公正性の確保、そして③審理の迅速化等とされている。

しかし、通則法整備法案では、①の手続的保障のレベルが低い現行の異議申立てを審査請求に一元化するという構想は採用さ

れず、従来の異議申立制度を存置し、この名称を「再調査」制度としている。また、②の審理の客観性・公正性の確保として、行審法法案では、審査請求の審理を公正なものとするために担当する「審理員」制度の導入や審査請求人の請求を棄却する場合等に審理がより客観的・公正な判断を得られるように新たに「行政不服審査会」（第三者機関）の判断を仰ぐ制度が設けられたが、通則法整備法案では、後者の行政不服審査会は設置されていないことから、国税不服審判所がこれを担当するものと理解される。これらの点に関しては、別稿で論じられると思われるが、上記整備法に関する報告書の趣旨が実現されたものといえるかどうか疑問があらう。

本稿では、報告書の趣旨を受けて提案された行審法改正法案と通則法整備法案を比較検討しながら、国税に関する不服申立てに関し、審査請求に対する審理手続の充実（審理員の任用、口頭意見陳述、争点及び証拠の整理、証拠書類等の閲覧・謄写等）について、どのように通則法整備法案の中で提案されているか、また、その問題点等について論及したい。

○ 審理手続の充実に関する行審法改正法案と通則法整備法案との比較検討

1 審理の対審的構造と審理員の任用

(1) 行審法改正法案

これまで行審法では、実際に審理を行う者に関する規定がなく、また、審理手続において処分庁と不服申立人が対峙する構造

(対審的構造)にはなっていなかったが(現行行審法第25条ないし第33条参照)、審理を客観的かつ公正なものとし、審査請求人の手続的権利を保障することにより、従前以上に行政の自己反省機能を高め、簡易迅速で公正な手続により、国民の権利利益の救済を図り、あわせて行政の適正な運営を確保するため、審理は審査庁が指名する「審理員」が行うことにより、審査請求人と処分庁との対審的構造を導入することとすると報告書(17頁)では述べている。

これを受けて、①行審法改正法案第8条(審理員)では、審理員は審査庁に所属する職員のうちから審理手続を行うものを指名すると規定されている。

また、②審理員については、行政手続法第19条第2項所定の聴聞主宰者のような除斥事由も定められている(同法案第8条第2項)。

さらに、③行審法改正法案第16条(審理員となるべき者の名簿)では、審理庁は、審理員となるべき者の名簿を作成するように務めるとともに、これを作成したときは、審理庁及び関係処分庁の事務所に備え付けるものとするとしている。

しかし、報告書が指摘するように、行政不服審査制度は、行政による自己統制の機会であり、審理員は、審査庁に所属する者であって、審査庁の指揮・監督を受ける立場にある。審理の権限は、審査庁の裁決権限とは区分され、当該処分に関する決裁ラインから独立した審理員が審理を行う職能分離が採られているが、行政訴訟とは異なり、行政庁の違法性のみならず不当性の審査も行うものであるから(これは現行行審法第1条も同じである)、この不当性の審

査を活性化するためには、審査請求が国民の権利利益の救済を図る制度であることを踏まえ、審理員が他からの不当な影響によって予断を持つことにならないようにするなどの配慮及び責務が審理員や審査庁には求められている(報告書20頁～21頁参照)。

したがって、いかにして審理員が公正かつ適正に審理を行うことができるかに関しては、報告書においても、弁護士やその他の適当な人材を非常勤職員として任用することや、アメリカにおけるALJ(行政法審判官)制度を参照した審理員の資格制度の創設などが考えられており(報告書19頁)、今後の検討課題になろう(注3)。

(2) 通則法整備法案

国税に関する審査請求手続は、一般の行政の審査請求手続とは異なり、昭和45年改正で国税不服審判所という特別の機関が導入され、担当審判官の規定がなされている(現行通則法第94条・担当審判官等の指定)。

これに追加し、通則法整備法案では、①第94条第2項で行審法改正法案と同じく、新たに担当審判官の除斥規定が設けられている。

しかし、国税審判官は、処分庁である税務署及び国税局とは分離された国税不服審判所に属してはいるものの、現実には、国税審判官のほとんどが税務行政の執行系統に属していた国家公務員であり、任期満了後は元の執行機関に戻るなどの人事交流が行われている。この点は、従前から審理の客観性及び公正性に関して問題視されていたことであり、通則法整備法案第94条第2項の除斥事由の一号に「審査請求に係る処

分又は当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者」と規定されたとはいえ、税務署や国税局又は国税庁で同僚であったり、同じ部署であった者まで除斥事由の対象を広げないと審理の公正性が確保されるものとはいえないという疑問がある。したがって、上記報告書の趣旨を踏まえ、国税審判官の任用の基準を定めるとし、この基準を公表するものとすべきである。

特に、通則法施行令第31条第1項第2号に規定する「国税に関する事務に従事した経験を有する国家公務員」を国税審判官に任用する場合には、執行機関と裁決機関とを明確に分離する観点から、具体的な基準を設けるべきである。

また、国税審判官の任期は長期間とし、短期間で再び執行機関に戻るような人事ローテーションは見直すべきである（注4）。

さらに、平成19年7月から税理士等民間の専門家から国税審判官の任用（税理士4名）を実施したが、税理士等を廃業して就任しなければならない等の問題があり、韓国に見られるような非常任審判官制度の導入など検討されなければならない（注5）。

なお、行審法改正法案では、審査請求人の請求を棄却する場合等に審理がより客観的・公正な判断を得られるように新たに「行政不服審査会」（第三者機関）の判断を仰ぐ制度が設けられたが、通則法整備法案では、行政不服審査会は設置されていないことから、国税不服審判所の機構及び権能が今後の検討課題とされよう（注6）。

2 口頭意見陳述

(1) 行審法改正法案

報告書（22頁～25頁）の趣旨に沿って、①行審法改正法案第30条（口頭意見陳述）第1項では、審査請求人の申立てがあった場合には、審理員は、当該申立人に口頭で審査請求に係る事件に関する意見を述べる機会を与えなければならないと規定され、また、②口頭意見陳述は、審理員が期日及び場所を指定し、すべての審理関係人を招集して行わせるものとされている（同条第2項）。さらに、③口頭意見陳述に際し、申立人は、審理員の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して質問を発することができるとされている（同条第5項）。

また、④行審法改正法案第35条（審理関係人への質問）では、審理員は、審査請求人の申立て又は職権で、審理関係人等に対し、質問することができると規定されている。

審理においては、書面審理が引き続き原則とされているが、現行行審法では、審査請求の適法要件について口頭意見陳述が認められるか否かについて明確ではなかったので、改正法案では、審査請求人の立場を尊重し自己の主張を直接に訴えたり、疑問点について質問できる口頭意見陳述の機会を保障する制度を導入したものである（報告書23頁参照）。

しかし、上記改正法案第30条（口頭意見陳述）第5項では、申立人が処分庁等に対し質問をする場合には、審理員の許可を得て行わなければならないこと、また、同項の質問に対する処分庁等の回答義務が明示

されていないこと、さらには、審理が対審的構造を採っているとされるが、同項には、処分庁等の出頭義務が明定されていないなど、審理の迅速かつ公正な観点から疑問が残る。加えて、口頭意見陳述が行われた場合の口頭意見陳述録取書（調書）の作成に関する規定がないが、裁判における口頭弁論調書に準ずる規定が求められる。

この点、報告書（23頁）では、処分庁は、回答に調査を要するなどの事情がある場合を除き、口頭意見陳述において回答することを原則とすることが適当であるとしているので、改正法案の明確化が求められる。

また、報告書（24頁）では、審理の充実及び促進を図るため、行政事件訴訟法第23条の2の釈明処分に関する規定と同じく、審理員は、処分庁に対し、処分の内容、処分の根拠となる法令の条項、処分の原因となる事実その他処分の理由を明らかにする資料であって処分庁が保有するものの全部又は一部の提出を求めることができるとしているが、この趣旨が、上記改正法案第35条（審理関係人への質問）の規定では明確になっていないので、審理の迅速かつ公正な観点から問題が残るところである。

（2）通則法整備法案

通則法整備法案でも、行審法改正法案と同じく、口頭意見陳述制度が導入されている。すなわち、①整備法案第95条の2（口頭意見陳述）第1項では、審査請求人の申立てがあった場合には、担当審判官は、当該申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならないと規定されている。また、②口頭意見陳述は、担当審判官が期日及び場所を指定し、すべての審理関係人を招集

して行わせるものとされている（同条第3項）。さらに、③口頭意見陳述に際し、申立人は、担当審判官の許可を得て、審査請求に係る事件に関し、処分庁等に対して質問を発することができる（同条第2項）。

また、上記行審法改正法案第35条（審理関係人への質問）の規定と同じ規定は、現行通則法では既に規定されており、第97条（審理のための質問、検査等）第1項で、担当審判官は、審理を行うため必要があるときは、審査請求人の申立てにより、又は職権で、審査請求人等に質問することができる（同条第2項）と定められている。

しかし、これらの点に関しては、上記行審法改正法案の問題点と同じく、通則法整備法案第95条の2（口頭意見陳述）第2項では、申立人が処分庁等に対し質問をする場合には、審理員の許可を得て行わなければならないこと、また、同項の質問に対する処分庁等の回答義務が明示されていないこと、さらには、審理が対審的構造を採っているとされるが、同条第3項（第84条第2項準用）では、処分庁等の出頭義務が明定されていないこと、加えて、口頭意見陳述が行われた場合の口頭意見陳述録取書（調書）の作成に関して、裁判における口頭弁論調書に準ずる規定が求められることなどが、審理の迅速かつ公正な観点から問題として指摘されなければならない。

また、現行通則法第97条（審理のための質問、検査等）第1項に関しては、実務でも問題となっている点であるが、上記行審法改正法案第35条（審理関係人への質問）の規定について指摘したように、担当審判官が、処分庁に対し、処分の内容、処分の

根拠となる法令の条項、処分の原因となる事実その他処分の理由を明らかにする資料であって処分庁が保有するものの全部又は一部の提出を求めることができるとしていた報告書の趣旨が明確にされていないことは、審理の迅速かつ公正な観点から問題が残るところである。

3 争点及び証拠の整理（審理の計画的遂行）

(1) 行審法改正法案

審理の充実に関する制度の一つとして、報告書（26頁～27頁）では、「争点及び証拠の整理」の項で次のように指摘している。

審理すべき事項が多数であったり、事件が複雑であるなどの場合、審査請求の趣旨や主張の対立点等を正確に把握することが、簡易迅速に国民の権利利益の救済を図る上で必要であり、このためには争点及び証拠の整理手続が求められ、これは審理の冒頭や途中でも良いとされている。

また、この趣旨に沿って、審理員は、審査請求人に審査請求の趣旨及び理由を明確にさせ、処分庁に処分の理由を説明させるなどの方法により、事件の争点及び証拠を整理するものとするとしている。

さらに、審査請求人は、争点及び証拠の整理を行う場合、口頭意見陳述と同様に、審理員の許可を得て、処分の内容及び理由に関し、処分庁に対し質問を発することができるとされている。

この審理手続における争点及び証拠の整理は、訴訟における争点及び証拠の整理手続のように厳格なものではなく、簡易迅速な手続であるので、審理員は、意見を聴いて、その日時を指定し、審理関係人がその

日時に指定場所に出頭し若しくは音声の送受信により同時に通話する方法（電話）によって陳述させ、又は書面を提出させ若しくは電子メールを利用するなど、事案に応じた柔軟な方法により請求の趣旨及び理由を明確にさせ、処分庁の理由を改めて説明させるなどの方法で行うものとするとしている。

そして、適正かつ迅速な審理の実現のため、審理員は、争点及び証拠の整理を行ったときは、審理関係人に次に掲げる事項を明示し、審理の計画的な進行を図るものとするとしている。

ア 口頭意見陳述、参考人の陳述、鑑定、検証、審査請求人又は参加人の審尋等の審理の内容及びそれらを行う期日

イ 主張書面、証拠書類、証拠物その他物件の提出期限

ウ 審理手続の終結予定時期

この争点及び証拠の整理に関し、行審法改正法案では、①第36条（審理手続の計画的遂行）第1項で、審理員は、審理すべき事項が多数であり、又は事件が複雑であるなどの場合、迅速かつ公正な審理を行うため、第30条（口頭意見陳述）、第31条（証拠書類等の提出）、第32条（物件の提出要求）、第33条（参考人の陳述及び鑑定の要求）、第34条（検証）及び第35条（審理関係人への質問）に定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、申立てに関する意見の聴取を行うことができると規定されている。

そして、②第36条第2項では、審理関係人が遠隔地居住等の場合には、第30条から第35条までの手続きを電話によってもでき

る旨規定している。

さらに、③同条第3項で、これらの意見聴取を行った場合には（予定時期を変更した場合も）、遅滞なく審理手続の終結の予定時期を決定し、これを審理関係人に通知する旨規定している。

審理を適正かつ迅速に行うためには、報告書も指摘するように、争点及び証拠の整理手続を踏まえた審理の計画的な遂行が必要となる。しかし、上記口頭意見陳述の個所でも検討したように、改正法案第30条第5項では、申立人が処分庁等に対し質問をする場合には、審理員の許可を得て行わなければならないこと、また、同項の質問に対する処分庁等の回答義務が明示されていないこと、さらには、審理が対審的構造を採っているとされるが、同項には、処分庁等の出頭義務が明定されていないなど、審理の適正かつ迅速な観点から疑問が残る。加えて、口頭意見陳述が行われた場合の口頭意見陳述録取書（調書）の作成に関する規定がないので、裁判における口頭弁論調書に準ずる規定が求められる。

また、報告書では、審理の充実及び促進を図るため、行政事件訴訟法第23条の2の釈明処分に関する規定と同じく、審理員は、処分庁に対し、処分の内容、処分の根拠となる法令の条項、処分の原因となる事実その他処分の理由を明らかにする資料であって処分庁が保有するものの全部又は一部の提出を求めることができるとしているが、この趣旨が、上記改正法案第35条（審理関係人への質問）の規定では明確になっていないので、審理の適正かつ迅速な観点から問題が残るところである。

（2）通則法整備法案

通則法整備法案でも、行審法改正法案と同じく、審理の計画的な遂行に係る制度が導入されている。すなわち、①第92条の2（審理手続の計画的進行）では、審理関係人及び担当審判官は、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならないと規定している。

また、②第97条の2（審理手続の計画的遂行）では、審理すべき事項が多数であり又は事件が複雑であることなどの場合、迅速かつ公正な審理を行うため、第95条の2（口頭意見陳述）、第96条（証拠書類等の提出）及び第97条（審理のための質問、検査等）に定める審理手続を計画的に遂行する必要があると認める場合には、期日及び場所を指定して、審理関係人を招集し、あらかじめ、申立てに関する意見の聴取を行うことができると規定されている。

そして、③同条第2項では、審理関係人が遠隔地居住等の場合には、第1項の手続きを電話によってもできる旨規定している。

さらに、④同条第3項で、これらの意見聴取を行った場合には（予定時期を変更した場合も）、遅滞なく特別審理手続の終結の予定時期を決定し、これを審理関係人に通知する旨規定している。

しかし、上記口頭意見陳述の個所でも検討したように、行審法改正法案の問題点と同じく、整備法案第95条の2（口頭意見陳述）第2項では、申立人が処分庁等に対し質問をする場合には、審理員の許可を得て行わなければならないこと、また、同項の

質問に対する処分庁等の回答義務が明示されていないこと、さらには、審理が対審的構造を採っているとされるが、同条第3項（第84条第2項準用）では、処分庁等の出頭義務が明定されていないこと、加えて、口頭意見陳述が行われた場合の口頭意見陳述録取書（調書）の作成に関して、裁判における口頭弁論調書に準ずる規定が求められることなどが、審理の迅速かつ公正な観点から問題として指摘されなければならない。

また、現行通則法第97条（審理のための質問、検査等）第1項に関しては、行審法改正法案第35条（審理関係人への質問）の規定でも述べたように、担当審判官が、処分庁に対し、処分の内容、処分の根拠となる法令の条項、処分の原因となる事実その他処分の理由を明らかにする資料であって処分庁が保有するものの全部又は一部の提出を求めることができるとしていた報告書の趣旨が規定されていない点も、審理の迅速かつ公正な観点から問題が残るところである。

4 証拠書類等の閲覧・謄写

(1) 行審法改正法案

現行行審法第33条第2項では、審査庁に対して処分庁から提出された書類その他の物件の閲覧を求めることができると規定されているが、審査請求人等の手続的保障の充実を図る見地から、第三者の個人情報等が含まれる場合を除き、審査請求人又は参加人が、審理員に対し、処分庁から提出されたものに限らず、審理員が所持する、審査請求の対象である処分の違法又は不当の判断に必要な証拠資料等の閲覧を求めるこ

ともできるようにされなければならない。審査請求人は、処分がいかなる根拠に基づくものであるかを知り、これに対する反論をすることが認められるからである（報告書28頁参照）。

そして、報告書（28頁）は、証拠書類の謄写も認めるべきであるとの強い意見もあるので、立法時まで検討の上、必要な措置が講じられることが望ましいとしている。

①行審法改正案第37条（審査請求人等による物件の閲覧）では、審査請求人又は参加人は、審理員に対し、第31条（証拠書類等の提出）第1項及び第2項の審査請求人や処分庁等の提出した証拠書類等及び第32条（物件の提出要求）で、審理員が、審査請求人の申立て又は職権で書類等の物件の所持人に対し提出を求めたものの閲覧を求めることができると規定されている。ただし、審理員は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときはその閲覧を拒むことができるとされている。

また、②同条第2項では、閲覧については、審理員は、日時及び場所を指定することができる」とされている。

しかし、行審法改正法案第37条では、審査請求人（又は参加人）が閲覧できるのは、審査請求人や処分庁が提出した書類等及び審理員が所持人に提出を求めた証拠書類等に限られており、前記報告書が指摘した、審理員が所持する、審査請求の対象である処分の違法又は不当の判断に必要な証拠資料等の閲覧を求めることができるという規定になっていない。これは、現行の運用と変わらないという疑問が残る、審理の公正

及び迅速の観点に沿っていないという批判が当たるものと解される。

また、審査請求人等の物件の「謄写」請求が認められていないことは、謄写技術の進歩した現代社会にマッチしないものであり、何らかの改善策が求められる。

(2) 通則法整備法案

通則法整備法案でも、行審法改正法案と同じく、証拠書類等の閲覧制度が規定されている。すなわち、①第97条の3（審査請求人等による物件の閲覧）では、審査請求人又は参加人は、担当審判官に対し、第96条（証拠書類等の提出）第1項及び第2項の審査請求人や処分庁等の提出した証拠書類等及び第97条第1項第2号（審理のための質問、検査）で、提出された証拠書類等の閲覧を求めることができると規定されている。ただし、担当審判官は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときはその閲覧を拒むことができるとされている。

また、②同条第2項では、閲覧については、担当審判官は、日時及び場所を指定することができる」とされている。

なお、現行通則法第97条（審理のための質問、検査等）第1項第2号の規定は、担当審判官は、帳簿書類その他の物件につき、その所有者等に対し、相当の期間を定めて、その物件の提出を求めることを定めるもので、行審法改正法案第32条（物件の提出要求）と同じ趣旨である。

しかし、通則法整備法案第97条の3は、上記行審法改正法案第37条の場合と同じく、審査請求人（又は参加人）が閲覧できるのは、審査請求人や処分庁が提出した書

類等及び担当審判官が所持人に提出を求めた証拠書類等に限られており、前記報告書が指摘した、担当審判官が所持する、審査請求の対象である処分の違法又は不当の判断に必要な証拠資料等の閲覧を求めることができるという規定になっていない。これは、現行の運用と変わらないという疑問が残り、審理の公正及び迅速の観点に沿っていないという批判が当たるものと解される。

また、審査請求人等の物件の「謄写」請求が認められていないことは、謄写技術の進歩した現代社会にマッチしないものであり、数字的に示される証拠書類等が多い租税審判手続きにおいては、特に支障が大きいものと考えられるので、何らかの改善策が求められる。

（注1） 行政不服審査制度検討会最終報告
（http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/070717_3.html）

（注2） 行審法の全面改正案及び通則法整備法案（http://www.soumu.go.jp/menu_04/k_houan.html）

（注3） 長谷川博「国税不服審判制度の国際比較—日本・韓国・アメリカの比較を中心に」（税制研究52号・2007年8月参照）

（注4） 日本税理士会連合会意見書（<http://www.nichizeiren.or.jp/pdf/iken.pdf>）、日本弁護士連合会意見書（http://www.nichibenren.or.jp/ja/opinion/report/070502_2.html）等参照

（注5） （注3）参照

（注6） 長谷川博「行政不服審査法の改正に伴う国税通則法改革の方向と課題」（税制研究53号・2008年1月参照）